

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
(1)災害救助、弔慰金、支援金、見舞金					
災害救助法の適用	<p>災害にかかった者の基本的な生活権の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とし、応急的・一時的な救助を行う。</p> <p>●救助の種類</p> <p>①避難所、応急仮設住宅の設置</p> <p>②炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>③被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>④医療及び助産</p> <p>⑤被災者の救出</p> <p>⑥被災住宅の応急修理</p> <p>⑦生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</p> <p>⑧学用品の給与</p> <p>⑨埋葬</p> <p>⑩死体の捜索及び処理</p> <p>⑪住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</p>	被災市町村	<p>適用条件等の定めるところにより適用する。</p> <p>①住家等への被害が生じた場合 (住家滅失要件有り)</p> <p>②生命・身体への危害が生じた場合</p>	県が、市町村の被害状況報告をもとに適用する。	<p>●生活環境部災害対策課 TEL 024-521-7194</p> <p>●各市町村</p>
災害弔慰金の支給	<p>「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金を支給する。</p> <p>●支給額 生計維持者500万円、その他250万円</p> <p>●費用負担 国1/2、県1/4、市町村1/4</p>	災害により死亡した者の遺族	<p>①1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害</p> <p>②都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある災害</p> <p>③都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害</p> <p>④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害</p>	市町村が条例に基づき、を支給する。 (その後、市町村は県に、県は国に弔慰金の申請を行う)	<p>●生活環境部災害対策課 TEL 024-521-7194</p> <p>●各市町村</p>
災害障害見舞金の支給	<p>「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害障害見舞金を支給する。</p> <p>●支給額 生計維持者250万円、その他125万円</p> <p>●費用負担 国1/2、県1/4、市町村1/4</p>	災害により重度の障害を受けた者	<p>①1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害</p> <p>②都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある災害</p> <p>③都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害</p> <p>④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害</p>	市町村が条例等に基づき、障害見舞金を支給する。 (その後、市町村は県に、県は国に障害見舞金の申請を行う)	<p>●生活環境部災害対策課 TEL 024-521-7194</p> <p>●各市町村</p>

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
災害援護資金の貸付	「災害甲慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害援護資金を貸し付ける。 ●貸付限度額 350万円 ●貸付金利 年3%	災害救助法適用災害により、被害を受けた世帯主 ・世帯主が1月以上の療養を要する負傷 ・住居又は家財の概ね1/3以上の被害 ※世帯全体の所得制限がある。(1人世帯の場合、収入220万円以下)	都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害	市町村が条例等に基づき、被災者に貸付する。(その後、市町村は県に、県は国に貸付金の申請を行う)	●生活環境部災害対策課 TEL 024-521-7194 ●各市町村
被災者生活再建支援制度	被災者生活再建支援法に基づき、支援金を支給する。支援金は下記の①と②の合計額。ただし、単身世帯は各該当金額の3/4 ① 基礎支給金 ・全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯 100万円 ・大規模半壊世帯 50万円 ② 加算支給金 ・住宅を建設・購入する世帯 200万円 ・住宅を補修する世帯 100万円 ・住宅を賃借する世帯(公営住宅を除く) 50万円	①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)	① 災害救助法が適用(住家滅失要件による適用のみ)となった災害 ②市町村で10世帯以上の住宅が全壊した災害 ③県で100世帯以上の住宅が全壊した災害 ④①又は②の市町村を含む県において、人口10万人未満の市町村で、5世帯以上の住宅が全壊した災害 ⑤①～③に隣接する人口10万人未満の市町村で、5世帯以上の住宅が全壊した災害 ⑥①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合で、次の災害 ・人口10万人未満の市町村で5世帯以上の住宅が全壊した災害 ・人口5万人未満の市町村で2世帯以上の住宅が全壊した災害	被災者 ↓ 市町村 ↓ 県 ↓ (財)都道府県会館 ↓ 被災者	●生活環境部災害対策課 TEL 024-521-7194 ●各市町村

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
(財)福島県罹災救助基金協議会給付金の交付	<p>(財)福島県罹災救助基金協議会の定める基準に基づき、給付金を交付する。</p> <p>①救助費、死亡見舞金、障害者見舞金</p> <p>●給付金の額</p> <p>【救助費】(世帯当たり)全壊7万円、半壊4万円、床上浸水3万円 (世帯人員一人当たり) 全壊1万円 半壊5千円</p> <p>【死亡見舞金】(災害弔慰金が支給される場合を除く) 生活主宰者15万円 15歳以上(中学生を除く)10万円 15歳未満5万円</p> <p>【災害障害見舞金】(災害弔慰金が支援される場合を除く) 生活主宰者7万5千円 15歳以上(中学生を除く)5万円 15歳未満2万5千円</p> <p>②生活再建給付金</p> <p>自然災害(被災者生活再建支援法適用災害)により住家が全壊又は全壊と同等の被害を受け、被災者生活再建支援法の適用外となった市町村に居住する被災者に対し支給する。</p> <p>●給付金給付の条件及び額: 支援法に同じ</p>	<p>①自然災害により住家が全壊(全焼)、半壊(半焼)、床上浸水したとき 自然災害により死亡又は負傷・疾病による障害が残ったとき</p> <p>②自然災害(被災者生活再建支援法適用災害)により住家が全壊又は全壊と同等の被害を受けたが、被災者生活再建支援法の適用外となった市町村に居住する被災者</p>	<p>市町村(申請書提出) ↓ (財)福島県罹災救助基金協議会 ↓ 市町村へ給付金交付 ↓ 被災者</p>	<p>市町村(申請書提出) ↓ (財)福島県罹災救助基金協議会 ↓ 市町村へ給付金交付 ↓ 被災者</p>	<p>●(財)福島県罹災救助基金協議会 (生活環境部災害対策課内) TEL 024-521-7194</p> <p>●各市町村</p>
公益信託うつくしま基金「災害救援緊急支援コース」の助成	<p>県内で災害救助法が適用された大規模な災害の発生時において、福島県民によって主体的に行われる災害救援活動に対し助成する。</p> <p>○助成金 上限100万円(一定の実績を有する場合は上限500万円)</p> <p>○助成率 活動費の8/10</p>	<p>ボランティア活動をはじめとする公益的活動を行う団体(法人はNPO法人に限る。)、グループ及び個人(個人の場合は共同参加者2名以上が必要)</p>	<p>災害救助法が適用された大規模な災害が発生後、基金が定める募集要項に沿って応募のあった活動で、基金の運営委員会の書類審査により選考されたもの</p>	<p>災害救助法が適用された大規模な災害が発生 ↓ 基金が募集要項により募集 ↓ 応募 ↓ 書類審査 ↓ 助成の決定 ↓ 助成金の交付</p>	<p>●公益信託うつくしま基金事務局(東邦銀行 法人営業部) TEL 024-523-3131(代表)</p>

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
(2)保健福祉関係					
国民健康保険一部負担金の免除等	保険者(市町村及び国民健康保険組合)は、国民健康保険法第44条第1項の規定により、特別の理由がある被保険者で一部負担金の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金を減額若しくは支払いを免除し、又は窓口払いを保険者徴収に切り替えてその徴収を猶予することができる。	国民健康保険の被保険者	次のような特別な理由がある被保険者で一部負担金の支払いが困難であると認められる場合 ①震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。 ②干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。 ③事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。 ④その他①から③までの事由に類する事由があったとき。	保険者(市町村及び国民健康保険組合)に対する世帯主の申請による。	●各市町村(国民健康保険主管課) ●各国民健康保険組合 ●保健福祉部国民健康保険課 TEL 024-521-7203
国民健康保険税の減免	地方税法第717条の規定により、天災その他特別の事情等がある場合において、市町村長は当該市町村の条例に基づき、国民健康保険税を減免することができる。	国民健康保険の納税義務者	国民健康保険税の納税者が天災その他特別の事情(震災、風水害、その他これらに類する災害)によってその財産について甚大な被害を被った場合等で、納税義務者の担税力がなくなったため減免する必要があると市町村長が認めた場合	保険者(市町村)に対する納税義務者の申請による。	●各市町村(国民健康保険主管課) ●保健福祉部国民健康保険課 TEL 024-521-7203
後期高齢者医療一部負担金の免除等	後期高齢者医療広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の規定により、災害その他特別の事情がある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し一部負担金を減額若しくは支払いを免除し、又は窓口払いを保険者徴収に切り替えてその徴収を猶予することができる。	後期高齢者医療制度の被保険者	次のような特別な事情がある被保険者で一部負担金の支払いが困難であると認められる場合 ①震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき ②被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したとき ③その他①及び②の事由に類する事由があったとき	後期高齢者医療広域連合に対する被保険者の申請による。	●各市町村(後期高齢者医療主管課) ●福島県後期高齢者医療広域連合 TEL 024-528-9025 ●保健福祉部国民健康保険課 TEL 024-521-7204

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
後期高齢者医療保険料の減免等	高齢者の医療の確保に関する法律第111条の規定により、後期高齢者医療広域連合長は福島県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例第20条及び第21条の規定に基づき後期高齢者医療保険料を減免、又はその徴収を猶予することができる。	後期高齢者医療制度の被保険者及び連帯納付義務者	次のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められる場合 ① 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき ② 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき ③ 被保険者及び被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき ④ 被保険者及び被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき	後期高齢者医療広域連合に対する被保険者又は連帯納付義務者の申請による。	<ul style="list-style-type: none"> ●各市町村(後期高齢者医療主管課) ●福島県後期高齢者医療広域連合 TEL 024-528-9025 ●保健福祉部国民健康保険課 TEL 024-521-7204
(財)福島県総合社会福祉基金による助成	【緊急配分金】 災害その他の緊急を要する経費 ●配分額 毎年度決定する額 ●助成率 助成対象と認める経費の8/10 (特に必要と認める場合は10/10)	社会福祉法人、NPO法人等で施設福祉、地域福祉を目的とする団体	災害で被災等した場合	申込書を理事長あて提出(中核市又は各保健福祉事務所経由)→助成の決定→助成金の交付	●(財)福島県総合社会福祉基金(保健福祉部社会福祉課内) TEL 024-521-7322

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
生活福祉基金貸付制度	<p>【福祉資金(1)福祉費⑨災害をうけたことにより臨時に必要となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貸付限度額 1,500,000円以内 ●償還期限 7年以内 ●特別の事情により貸付限度額及び償還期間の緩和措置あり。 ●貸付利子 <ul style="list-style-type: none"> ①連帯保証人を立てる場合 無利子 ②連帯保証人がいない場合 年 1.5% <p>【福祉資金(2)緊急小口資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貸付限度額 100,000円以内 ●償還期限 2月据置後8月以内 ●貸付利子 無利子 	<p>【福祉資金(1)福祉費⑨災害をうけたことにより臨時に必要となる経費】</p> <p>低所得世帯(世帯収入がおおむね市町村民税非課税程度又は生活扶助基準の1.7倍程度以下の世帯)、障害者世帯及び高齢者世帯(日常生活上療護又は介護を要する世帯に限る。)</p> <p>【福祉資金(2)緊急小口資金】 同上</p>	<p>【福祉資金(1)福祉費⑨災害をうけたことにより臨時に必要となる経費】</p> <p>被災により住宅、家財が破損した場合(官公署発行の被災証明が必要)</p> <p>【福祉資金(2)緊急小口資金】</p> <p>被災により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合</p>	<p>【申込(相談)先】</p> <p>各市町村社会福祉協議会又は地区民生委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●(社福)福島県社会福祉協議会 TEL 024-523-1250 ●保健福祉部社会福祉課 TEL 024-521-7322
介護保険利用者負担の減免	<p>介護保険法第50条及び第60条の規定により、保険者(市町村)は、災害その他の特別の事情がある被保険者で、介護サービスに係る利用者負担(1割負担)の支払いが困難であると認められるものに対し、利用者負担を減免することができる。</p>	<p>介護保険サービスの利用者</p>	<p>次のような特別の事情があることにより、利用者負担の支払いが困難であると市町村長が認めた場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたとき。 ②主たる生計維持者の死亡、または心身への重大な障害や長期入院により、収入が著しく減少したとき。 ③主たる生計維持者の事業の休廃止、事業における著しい損失や失業等により収入が著しく減少したとき。 ④主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁等により著しく減少したとき。 	<p>保険者(市町村)に対する介護保険サービス利用者からの申請による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各市町村(介護保険担当課) ●保健福祉部介護保険室 TEL 024-521-7746

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
介護保険料の減免及び徴収猶予	介護保険法第142条及び第146条の規定により、保険者(市町村)は、条例で定めるところにより、特別の事情がある被保険者に対し、介護保険料を減免し、または徴収を猶予することができる。	65歳以上の介護保険料の納付義務者	市町村の条例で定める特別の事情がある場合で、保険料の減免、徴収猶予をする必要があると市町村長が認めた場合。	保険者(市町村)に対する納付義務者からの申請による。	●各市町村(介護保険担当課) ●保健福祉部介護保険室 TEL 024-521-7746
母子寡婦福祉資金貸付金貸付制度	【事業継続資金】 事業を継続するため、被災した店舗、田畑等の修復等に要する資金の貸付け 【住宅資金】 被災による家財の破損、住宅の半壊、全壊、半焼、全焼等に対する修復等に要する資金の貸付け	被災した母子家庭の母及び寡婦	【事業継続資金】 ●貸付限度額 1,420,000円 ●据置期間 6箇月以内 ●償還期限 7年以内 ●貸付利率 無利子 【住宅資金】 ●貸付限度額 1,500,000円(特別2,000,000円) ●据置期間 6箇月以内 ●償還期限 6年以内(特別7年以内) ●貸付利率 無利子	●貸付申請受付窓口 市町村役場(中核市を除く) ●貸付決定機関 県保健福祉事務所 ●貸付金送金 県保健福祉事務所	●保健福祉部児童家庭課 TEL 024-521-7176
児童福祉法第56条の規定による費用徴収における特例認定	児童福祉法第56条の規定により、各保健福祉事務所等は、施設等に措置された者について、本人又は扶養義務者からその負担能力に応じて負担金を徴収しているが、災害その他特別な事情により本人又はその扶養義務者の負担能力に著しい変動があった場合には、特例認定をすることができる。	本人又は扶養義務者で、災害その他特別な事情により負担能力に著しい変動が生じた者	災害その他特別な事情により負担能力に著しい変動が生じた場合	負担金特例認定申請書を、各保健福祉事務所、いわき地方振興局(県民部)に提出する。	●県北保健福祉事務所 TEL 024-534-4118 ●県中保健福祉事務所 TEL 0248-75-7809 ●県南保健福祉事務所 TEL 0248-22-5647 ●会津保健福祉事務所 TEL 0242-29-5278 ●南会津保健福祉事務所 TEL 0241-63-0305 ●相双保健福祉事務所 TEL 0244-26-1134 ●いわき地方振興局 TEL 0246-24-6204

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
保育料の減免	市町村長が、災害等による生活困窮のため、保育料を納めることが困難であると認めた場合に保育料の減免を受けることができる。	保育所に入所している児童の扶養義務者であって、災害等による生活困窮のため保育料を納めることが困難であると市町村長が認めた者	減免を受けることができる基準や減免の金額等については、それぞれの市町村において個別に判断・決定される。	「保育料減免申請書」(様式は各市町村で定めている)により、市町村長に対して申請する。	●各市役所又は各町村役場の保育所担当課 ●保健福祉部子育て支援課 TEL 024-521-7198
身体障がい児、者、精神障がい者への自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院医療)の自己負担額の変更	災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案し、実情に即して認定する。	自立支援医療の支給認定を受けている者又は扶養義務者(育成医療の場合)	災害等により負担能力に著しい変動が認められるとき。	原則として支給認定者又は扶養義務者(育成医療の場合)の届出に基づく	育成医療 ●各保健福祉事務所(中核市の場合は中核市の保健所) 更生医療及び精神通院医療 ●市町村の障がい福祉担当窓口
補装具費給付事業の自己負担額の変更	災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案し、実情に即して認定する。	補装具費の支給認定を受けている者又は扶養義務者(身体障がい児の場合)	災害等により負担能力に著しい変動が認められるとき。	原則として支給認定者又は扶養義務者(障がい児の場合)の届出に基づく	●市町村の障がい福祉担当窓口
養育医療の自己負担額の変更	災害その他特別の事情により、費用を負担することが困難な場合の負担額の減免	養育医療の支給認定を受けている者	災害等により負担能力に著しい変動が認められるとき。	「養育医療費用徴収基準額の特例申請書」により、各保健所長に申請する。中核市の場合は、中核市が定めた様式により申請する。	●各保健福祉事務所(中核市の場合は中核市の保健所)
介護給付費等の額の特例	災害その他特別の事情があり、利用者負担分の負担が困難な場合の負担額の減免	障害者自立支援法の障害福祉サービスの利用者	災害その他特別の事情により、自己負担額の一部又は全部の負担が困難と市町村長が認めた時	原則として利用者本人又は主たる扶養義務者からの申立による	●自立支援給付費の支給決定を行っている市福祉事務所 ●町村役場の障がい福祉担当窓口

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
特別障害者 手当等に係る 所得による支 給制限の特 例	一定の災害を受けた受給資格者、配偶者及び扶養義務者の所得について、その損害を受けた月から損害を受けた年の所得により改めて支給制限が見直される翌年の8月の前月までの期間は、所得による支給制限を適用しない(ただし、その損害を受けた年の所得が当該年度の所得による支給制限基準額を超えていたときは、すでに支給済みの手当相当額を返還するものとする。)	受給資格者又はその配偶者もしくは扶養義務者、又はこれらの所得税法上の控除対象配偶者もしくは扶養親族	<p>〈災害の種類〉 震災、風水害、火災、津波、落雷といった災害は対象となるが、冷害、干害、獣害、虫害といった災害は対象とならない。</p> <p>〈被災財産の範囲〉 住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋並びに機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く)</p> <p>〈被害の程度〉 災害保険金や損害賠償金等により補てんされた金額を除いて、被災者の財産の価格のおおむね2分の1以上の被害</p>	「被災状況書」を各市町村の特別障害者手当等担当窓口に提出する。	<ul style="list-style-type: none"> ●各市福祉事務所又は各町村役場の特別障害者手当等担当窓口 ●各保健福祉事務所 ●保健福祉部障がい福祉課 TEL 024-521-7170
被災飲用井戸の水質検査手数料の免除措置	飲用適否を確認するための検査手数料(26,640円)を免除する。	飲用井戸の使用者(水道給水区域を除く)	福島県衛生研究所検査手数料条例第4条に基づき、公衆衛生上の必要な措置として災害罹災が認められた場合。ただし、上水道も併せて使用する場合及び雑用水井戸を除く。	各市町村が罹災者からの申請を取りまとめ、衛生研究所に申請書を提出する。(検査結果は、衛生研究所から罹災者に送付される。)	<ul style="list-style-type: none"> ●衛生研究所 TEL 024-546-7104 ●保健福祉部薬務課 TEL 024-521-7232
災害時医薬品等備蓄供給事業	災害発生時において、必要とされる医薬品等の供給要請に対し、迅速に供給を行う。(医薬品等は有料となる。)	市町村、医療機関	災害による情報・通信及び交通が混乱した時に適用する。	市町村、医療機関が災害時医薬品等を必要とした場合に、管内の保健所(郡山市の場合は県中保健所)に供給要請を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ●保健福祉部薬務課 TEL 024-521-7232 ●県の各保健所医療薬事課(南会津は会津) ●いわき市保健所医事薬事係

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
(3)商工業関係					
県制度融資	<p>●中小企業向けに緊急経済対策資金で長期・低利の融資を行う</p> <p>●融資条件</p> <p>【貸付期間】 10年以内(据置期間3年以内) (金融環境激変対策枠の場合5年(1年以内))</p> <p>【貸付金利】 固定金利 2.2%以内 (金融環境激変対策枠の場合2.0%以内) 変動金利 1.5%以内</p> <p>【貸付限度額】 運転 5,000万円 (金融環境激変対策枠と合わせ1億円) 設備 7,000万円 (金融環境激変対策枠と合わせ1億2,000万円) ※併用は設備の限度額以内</p> <p>【担保・保証人】 必要により担保 (金融環境激変対策枠の場合原則無担保) 保証人 法人 1名以上 個人 必要により</p> <p>【信用保証料】 年0.35~1.35%</p>	<p>県内に事業所を有する中小企業者で、自然災害の影響により、事業活動に影響を受けており、原則として売上高等が前年同期(3~6ヶ月)に比し5%以上減少しているか、見込まれる者</p>	左記(内容)を参照	<p>申込み (中小企業者) ↓ 受付 (取扱金融機関) ↓ 協議 (取扱金融機関より保証協会へ) ↓ 保証 (保証協会より取扱金融機関へ) ↓ 融資実行 (取扱金融機関より中小企業者へ)</p>	<p>●商工労働部金融課 TEL 024-521-7291</p>
労働者支援融資制度	<p>●勤労者支援資金(災害復旧資金、医療資金)</p> <p>県内に居住する勤労者を対象とした緊急的、応急的な資金供給支援のための融資制度を設け、労働者の福祉向上を図る。</p> <p>【貸付限度額】 2,000,000円以内 【償還期限】 7年以内(据置期間1年以内) 【貸付利子】 年1.50%(保証料別途) 【担保】 不要 【保証人】(社)日本労働者信用基金協会(ただし、場合により別途保証人必要)</p>	<p>県内に居住し、県内企業に勤務する労働者で、同一企業に1年以上勤務しており、主として生計を維持している者。</p>	<p>災害復旧、医療にかかる臨時応急に必要資金(罹災証明書、見積書、請求書等の書類が必要)</p>	<p>【申込先】 東北労働金庫福島県本部 の各支店</p>	<p>●東北労働金庫福島県本部 フリーダイヤル 0120-1919-62 ●商工労働部雇用労政課 TEL 024-521-7289</p>

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
(4)農林水産関係					
福島県農業等災害対策基本要綱に基づく補助金交付	<p>農業等被害の軽減及び拡大防止により、農作物等の生産確保及び再生産を図るために、次の事業を実施する。</p> <p>(1)事業の種類 農作物等生産確保対策事業 農業等施設復旧対策事業 その他知事が必要と認めた事業</p> <p>(2)補助率 事業に要する経費の3分の1に相当する額、または市町村が補助する額の2分の1に相当する額のいずれか低い額</p>	市町村または農業協同組合、農業共済組合、漁業協同組合、その他知事が適当と認めた農業者等が組織する団体	次の、のいずれかに該当する場合で、市町村に対する県の補助見込額の総額が10万円以上となること 被害額が、全県で概ね1億円を超える場合 被害額が、各方部別(中通り、会津地方、浜通り)で概ね5千万円を超える場合 地域の農業経営等に甚大な影響があると知事が特に認めた場合	<p>実施計画書の提出</p> <p>市町村指定・計画認定</p> <p>補助金交付申請</p> <p>交付決定</p> <p>事業実施</p> <p>交付</p>	<p>各農林事務所農業振興普及部</p> <p>TEL 県北 024-521-7663 県中 024-935-1308 県南 0248-23-1557 会津 0242-29-5303 南会津 0241-62-5253 相双 0244-26-1148 いわき 0246-24-6160</p> <p>農林水産部農業振興課 TEL 024-521-7339</p>
農業制度金融	<p>農家経営安定資金(小災害資金) 農業再生産に必要な資金や収入減に対する補填のための資金の融通</p> <p>貸付利率 1.2%(H22.10.25現在) 限度額 300万円 償還期間 5年(うち据置1年)</p>	農業災害を受けた農業者	<p>災害による減収の損失額が平年の農業総収入額の10%以上であること。</p> <p>農業施設に被害を受けたこと。</p>	<p>農業者 (借入申込・被害証明) 融資機関 (承認申請) 県(農林事務所長)</p>	<p>各農林事務所農業振興普及部</p> <p>TEL 県北 024-521-7662 県中 024-935-1307 県南 0248-23-1562 会津 0242-29-5305 南会津 0241-62-5253 相双 0244-26-1149 いわき 0246-24-6161</p> <p>農林水産部金融共済室 TEL 024-521-7349</p>
	<p>天災資金 (* 甚大な農業災害についてのみ発動される「天災融資法」が適用となる場合に限る。) 農業再生産に必要な資金の融通</p> <p>貸付利率 天災融資法発動の都度定める。 限度額 個人 損失額の45%又は200万円のいずれか低い額 法人 損失額の45%又は2,000万円のいずれか低い額</p> <p>償還期間 3~6年 激甚災害に指定された場合 限度額 個人 損失額の60%又は250万円のいずれか低い額 法人 損失額の60%又は2,000万円のいずれか低い額</p> <p>償還期間 4~7年</p>	農業災害を受けた農業者	<p>農業所得が所得の過半数を占める農業者で、災害による減収量が平年収穫量の30%以上、かつ損失額が平年の農業総収入額の10%以</p>	<p>農業者(借入申込) ↓ ↓ (被害認定)市町村 融資機関</p>	

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
農業制度金融	<p>農林漁業セーフティネット資金</p> <p>不慮の災害、経営環境の変化等に対し、農業経営を維持・安定化するための資金の融通</p> <p>貸付利率 0.50～0.65% (H22.10.25現在)</p> <p>限度額 300万円</p> <p>償還期間 10年(うち据置3年)</p>	災害等により一時的に経営状況が悪化した農林漁業者	<p>災害により被害を受け農業経営に支障をきたしていること</p> <p>社会的・経済的環境の変化等、農業者の責めに帰すことができない事由により一定の経営状況になっていること</p>	<p>農業者(借入申込書・経営安定計画書)</p> <p>↓</p> <p>日本政策金融公庫</p>	<p>(株)日本政策金融公庫農林水産事業</p> <p>TEL 024-521-3328</p> <p>農林水産部金融共済室</p> <p>TEL 024-521-7349</p>
農業制度資金の条件緩和(農業近代化資金、農家経営安定資金等)	<p>償還期限の延長</p> <p>償還期限を法定期限より短く設定している場合には、当該年度の償還額の全部又は一部の償還期限を延長して償還することができる。ただし、法定期限の範囲を超えることはできない。</p> <p>据置期間の延長</p> <p>据置期間を法定期間より短く設定している場合には、据置期間を延長することができる。ただし、法定期限の償還期限及び据置期間の範囲を超えることはできない。</p> <p>中間据置の設定</p> <p>据置期間を設定しなかった場合又は法定期間より短く設定していた場合には、中間据置を設定することができる。ただし、法定の償還期限及び据置期間の範囲を超えることはできない。</p> <p>償還額の分割</p> <p>償還期限を変更しないで、当該年度の償還額の一部を翌年度以降に分割して償還することができる。</p>	農業災害を受けた農業業者	災害により条件緩和をすることが相当であると認められること	<p>借受者 (変更申請・災害証明書)</p> <p>融資機関</p> <p>県(農林事務所長)</p>	<p>各農林事務所農業振興普及部</p> <p>TEL 県北 024-521-7662</p> <p>県中 024-935-1307</p> <p>県南 0248-23-1562</p> <p>会津 0242-29-5305</p> <p>南会津 0241-62-5253</p> <p>相双 0244-26-1149</p> <p>いわき 0246-24-6161</p> <p>農林水産部金融共済室</p> <p>TEL 024-521-7349</p>

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
<p>農業災害補償制度</p>	<p>次の農業共済事業(農業災害補償制度に基づく事業)に加入する農業者が、災害等により受けた損失(農作物等の減収、家畜の死亡・疾病、園芸施設の損壊等)を共済金により補てんする。 農作物共済(水稻、麦) 家畜共済(牛、馬、豚) 果樹共済(りんご、ぶどう、なし、もも) 畑作物共済(ばれいしょ、大豆、そば、蚕繭) 園芸施設共済(パイプハウス、ガラス室等、施設内農作物)</p>	<p>農業共済事業に加入する農業者</p>	<p>(農作物共済、果樹共済、畑作物共済) 農業者又は対象農地等ごとに支払基準を超える農作物等の減収があった場合</p> <p>(家畜共済) 対象家畜の死亡・廃用・疾病・傷害があった場合</p> <p>(園芸施設共済) 対象施設の損壊等があった場合</p>	<p>農業共済組合への加入申込みと掛金の支払い 災害等共済事故の発生を農業共済組合に報告(損害通知) 損害通知に基づき損害高の評価(損害評価)及び認定 認定された評価高に基づく共済金の支払い</p>	<p>各農業共済組合(組合名・電話番号)</p> <p>福島県北 : 024-544-2711 安達地方 : 0243-23-7777 郡山田村 : 024-933-3307 いわせ石川 : 0247-37-1003 白河地方 : 0248-27-1121 会津 : 0241-28-1111 相馬地方 : 0244-23-6236 双葉地方 : 0240-22-4111 いわき市 : 0246-24-1166</p> <p>農林水産部金融共済室 TEL 024-521-7349</p>

農 業 者

共 済 金	損 害 評 価	損 害 通 知	掛 金
-------------	------------------	------------------	--------

農 業 共 済 組 合

保 険 金	認 定 通 知	損 害 評 価	評 価 高 報 告	保 険 料
-------------	------------------	------------------	-----------------------	-------------

県 連 合 会

再 保 険 金	評 価 高 認 定	評 価 高 報 告	再 保 険 料
------------------	-----------------------	-----------------------	------------------

政 府

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
農地・農業用施設災害復旧事業(適用法律:農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	災害により被害を受けた農地・農業用施設を原形に復旧する事業に対し国庫補助を行う。 【災害】 豪雨、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象【異常な天然現象】 24時間雨量が80mm以上あるいは時間雨量が20mm以上など	復旧事業を行う市町村、土地改良区	1箇所の工事費が40万円以上の地区に対し国庫補助する。 国庫補助率 農地:50% 農業施設:65% (補助率の増嵩有り)	災害の発生 災害報告(市町村 県国) 復旧計画の樹立(市町村) 査 定 事業費の決定 補助金の交付申請 補助金交付の決定通知 事業の着手(市町村)	各農林事務所農村整備部 TEL 県北 024-521-7677 県中 024-935-1342 県南 0248-23-1587 会津 0242-29-5343 南会津 0241-62-5275 相双 0244-26-1162 いわき 0246-24-6185 農林水産部農業基盤整備課 TEL 024-521-7412
災害関連農村生活環境施設災害復旧事業(適用法律:災害関連農村生活環境施設災害復旧事業実施要綱)	災害を受けた農村生活環境施設の復旧を速やかに行う者に対し国庫補助を行う。 【災害】 暫定法により災害復旧が行われる場合【農村生活環境施設】 農業農村整備事業で整備された集落排水施設、営農飲耕用水施設、農村公園施設、集落防災安全施設	復旧事業を行う市町村、土地改良区	受益戸数2戸以上、工事費200万円以上の地区に対し国庫補助する。 国庫補助率:50%	災害の発生 災害報告(市町村 県国) 復旧計画の樹立(市町村) 採択申請書査定 現地調査 事業採択 補助金交付の交付申請 補助金交付の決定通知 事業の着手(市町村)	各農林事務所農村整備部 TEL 県北 024-521-7677 県中 024-935-1342 県南 0248-23-1587 会津 0242-29-5343 南会津 0241-62-5275 相双 0244-26-1162 いわき 0246-24-6185 農林水産部農業基盤整備課 TEL 024-521-7412

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
漁業制度資金の条件緩和	<p>【沿岸漁業改善資金】 災害などで償還能力に不測の変動が生じた借受者に県知事が必要と認める期間、支払を猶予することができる。</p> <p>【漁業近代化資金】 政令で定められている範囲内で据置き期間と償還期間の延長及び中間据置き期間の設定をすることができる。</p>	漁業災害を受けた漁業者	災害等により条件緩和が妥当であると認められること。	<p>【沿岸漁業改善資金】 借受者(支払猶予申請、災害証明書)</p> <p>融資機関(支払猶予申請、災害証明書)</p> <p>知事(水産事務所長) 承認・非承認 借受者</p> <p>【漁業近代化資金】 借受者(貸付契約の変更、災害証明書)</p> <p>融資機関(利子補給変更申請、災害証明書)</p> <p>知事(水産事務所長) 承認(非承認) 借受者</p>	水産事務所総務課 TEL 0246-24-6174
漁業共済	<p>台風、低気圧、津波などにより生じた養殖施設の損害や操業中の漁具被害を破った場合に共済金が支給される。</p> <p>漁船の損壊による出漁不能のため損失を受けた場合に共済金が支給される。</p> <p>漁業の漁獲金額が一定の金額に達しない場合に共済金が支給される。</p>	漁業共済加入者	共済に加入した漁具や養殖施設が損壊した場合、漁業の漁獲金額が一定の金額に達しない場合。	共済への加入申し込みと掛金の支払 損害額、漁獲額の報告及び共済金の確定 共済金の支払い	全国合同漁業共済組合福島県事務所 TEL 0246-28-4747 農林水産部水産課 TEL 024-521-7376

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
農林漁業 セーフティ ネット資金(漁業)	漁業者が不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等によって売上が減少し、資金繰りに支障をきたしている場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資する。	次のいずれかに当てはまること。 (個人) ・漁業所得が総所得の過半を占める方。 ・漁業粗収入が200万円以上の方。 (法人) ・漁業売上高が総売上高の過半を占める方。 ・漁業売上高が1,000万円以上の方。	災害(大型クラゲ、台風、津波、赤潮等)の被害を受けたり、前期より売上が10%以上減少した場合等。	漁業者 (借入申込) 信漁連 日本政策金融公庫	福島県信用漁業協同組合連合会 TEL 0246-29-2331 農林水産部水産課 TEL 024-521-7376
一般造林事業 (被害地造林)	気象災等により被害を受けた森林の復旧 (1)事業の内容と実施期間 人工林被害跡地で行う人工造林 災害発生年度及びこれに続く4か年度以内 被害区域1施行地0.1ha以上かつ1事業主体の合計面積0.5ha以上 被害率30%以上 (2)補助率4/10	森林所有者、森林組合、森林整備法人、任意団体等	気象災等にあった人工造林地	事業完了後知事が別に定める日までに補助金交付申請書等を農林事務所に提出する。なお、補助金の交付申請書等は、事業所在地の森林組合等に委任できる。	各農林事務所森林林業部 TEL 県北 024-521-7708 県中 024-935-1370 県南 0247-33-2123 会津 0241-24-5735 南会津 0241-62-5373 相双 0244-26-1174 (富岡林業指導所) 0240-22-5111 いわき 0246-24-6193 農林水産部森林整備課 TEL 024-521-7430
一般造林事業 (指定被害地造林)	気象災等により被害を受けた森林の復旧 (1)事業の内容と実施期間 人工林被害跡地で行う人工造林 災害発生年度及びこれに続く4か年度以内 倒伏した造林木の引き起こし(倒木起こし) 災害発生年度及び翌年度以内 それぞれ被害区域1施行地0.1ha以上かつ1事業主体の合計面積0.5ha以上 被害率30%以上 (2)補助率4/10	森林所有者、森林組合、森林整備法人、任意団体等	次の、のいずれかの要件を満たす市町村を林野庁長官が指定 気象災等による被害が数県にまたがり、森林被害額合計が30億円以上の場合の当該県、又は気象災等による森林被害額が15億円以上の県内にあって、森林被害額が500万円以上であり、かつ被害回復面積が30ha以上である市町村 気象災等による被害額が3,000万円以上であり、かつ被害回復面積が150ha以上である市町村	事業完了後知事が別に定める日までに補助金交付申請書等を農林事務所に提出する。なお、補助金の交付申請書等は、事業所在地の森林組合等に委任できる。	各農林事務所森林林業部 TEL 県北 024-521-7708 県中 024-935-1370 県南 0247-33-2123 会津 0241-24-5735 南会津 0241-62-5373 相双 0244-26-1174 (富岡林業指導所) 0240-22-5111 いわき 0246-24-6193 農林水産部森林整備課 TEL 024-521-7430

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
森林災害復旧事業	<p>激甚災害により被害を受けた森林の復旧</p> <p>(1)事業の内容と実施期間 被害木等の伐採及び搬出(被害木等の整理) 災害発生年度及びこれに続く3カ年度以内 被害木等の伐採跡地における造林(跡地造林) 災害発生年度及びこれに続く4カ年度以内 倒伏した造林木の引き起こし(倒木起こし) 災害発生年度及び翌年度以内 作業路の開設 当該事業の実施期間内</p> <p>(2)事業実施区域 激甚災害を受けた人工林の区域のうち、地形その他の自然条件からみて当該事業を一体として行うことが必要と認められる概ね5ha以上の区域</p> <p>(3)補助率2/3</p>	都道府県、市町村、森林組合、森林整備法人、任意団体等	<p>【激甚災害法により農林水産大臣が告示した市町村】 激甚災害による森林被害額が1,500万円以上で、かつ、要復旧面積が90ha以上の市町村</p> <p>ただし、激甚災害が暴風雨による場合は、森林被害額が4,500万円以上、かつ、要復旧面積が40ha以上の市町村</p>	被災状況等について国の査定を受け事業費などが決定される 事業完了後知事が別に定める日までに補助金交付申請書等を農林事務所に提出する。なお、補助金の交付申請等は、事業所在地の森林組合等に委任できる。	<p>各農林事務所森林林業部</p> <p>TEL 県北 024-521-7708 県中 024-935-1370 県南 0247-33-2123 会津 0241-24-5735 南会津 0241-62-5373 相双 0244-26-1174 (富岡林業指導所) 0240-22-5111 いわき 0246-24-6193</p> <p>農林水産部森林整備課 TEL 024-521-7430</p>
福島県森林災害対策事業(県単独事業)	<p>異常な暴風雨雪及びこれにより誘発した病虫害等により被害を受けた造林地等の復旧</p> <p>(1)事業内容 被害木の整理(被害区域0.10ha以上 被害率30%以上) 作業路開設(被害区域0.10ha以上 被害率30%以上) 苗木購入(被害区域0.10ha以上 被害率30%以上) 肥料及び薬剤購入(被害区域0.10ha以上 被害率30%以上)</p> <p>(2)補助率1/3</p>	市町村、森林組合、任意団体等	災害による被害が500万円以上で、かつ被害面積が30ha以上の市町村	事業完了後知事が別に定める日までに補助金交付申請書等を農林事務所に提出する。なお、補助金の交付申請等は、事業所在地の森林組合等に委任できる。	<p>各農林事務所森林林業部</p> <p>TEL 県北 024-521-7708 県中 024-935-1370 県南 0247-33-2123 会津 0241-24-5735 南会津 0241-62-5373 相双 0244-26-1174 (富岡林業指導所) 0240-22-5111 いわき 0246-24-6193</p> <p>農林水産部森林整備課 TEL 024-521-7430</p>
森林国営保険	<p>火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)及び噴火の災害による損害のてん補を行う。</p> <p>(1)保険加入の条件及び保険期間 人工林であること。(育成天然林を含む) 1年を単位として希望する期間</p>	保険契約者および被保険者	火災、気象災及び噴火による災害により被害を受けた保険加入の森林について保険金を支払う。 被害額が1内訳単位に4,000円以上の被害	森林所有者等が森林の所在地を管轄する森林組合に書面により、保険加入申込みを行い所定の掛金を支払う。 災害が発生した場合は、保険の申込みを行った森林組合に損害発生通知を提出する。	<p>各農林事務所森林林業部</p> <p>TEL 県北 024-521-7708 県中 024-935-1367 県南 0247-33-2123 会津 0241-24-5734 南会津 0241-62-5373 相双 0244-26-1173 いわき 0246-24-6194</p> <p>農林水産部森林整備課 TEL 024-521-7430</p>

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
林業・木材産 業改善資金 の条件緩和	【償還期限の延長】 償還金の全部又は一部の支払いを猶予できる。	災害を受けた借受者	天災地変(暴風雨、豪雨、地震、暴風波、高潮、降雪、低温、降霜、降ひょう、火災等)に起因する場合で条件緩和が相当であると認められること。	借受者 支払猶予申請 (災害証明書添付) 森林組合・木材協同組合等 知事(農林事務所長)	各農林事務所森林林業部 TEL 県北 024-521-7708 県中 024-935-1367 県南 0247-33-2123 会津 0241-24-5734 南会津 0241-62-5375 相双 0244-26-1174 (富岡林業指導所) 0240-22-5111 いわき 0246-24-6193 農林水産部林業振興課 TEL 024-521-7426
農林漁業 セーフティー ネット資金(林業)	林業者の方が不慮の災害や社会的・経営的な環境の変化等によって、売上が減少し、資金操りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資する。	災害等により一時的に経営が悪化した林業者	災害(台風、土砂崩壊、地震、雪害等)の被害を受けたり、前期より売上高が10%以上減少した場合等。	林業者(借入申込) 日本政策金融公庫	日本政策金融公庫仙台支店 農林水産事業林業水産課 TEL 0120-911-547 農林水産部林業振興課 TEL 024-521-7426

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
(5)土木・住宅関係					
災害に伴う罹災者の県営住宅への特定入居(公募の例外)	災害の発生により住居を失った者を被災者救済の観点から、公募によらず特定入居の対象とする。	災害の発生により住居を失った者	<ul style="list-style-type: none"> ●現に同居し、又は同居しようとする親族があること。 ●政令で定める基準の収入以下であること。 	県内の各建設事務所行政課(県北・県中・会津(喜多方を含む)・いわき管内の住宅の希望者は右記の指定管理者)において入居を受け付ける。	<ul style="list-style-type: none"> ●土木部建築住宅課 TEL 024-521-7519 ●各建設事務所行政課 TEL 県北 024-521-7688 県中 024-935-1329 県南 0248-23-1616 会津 0242-29-5414 喜多方 0241-24-5713 相双 0244-26-1207 いわき 0246-24-6109 ●県営住宅指定管理者 県北・県中・会津・いわき NPO法人循環型社会推進センター TEL 県北 024-521-7991 県中 024-935-1518 会津 0242-29-5526 いわき 0246-35-1733
住宅金融支援機構「災害復興住宅」の融資	住宅金融支援機構が指定した災害について、その被災者に対し、低利で住宅を建設・購入又は補修する方に融資を行う。 【金利】 1.58%(平成22年9月現在) 【融資額】 建設・購入 1,460万円(木造(一般)は1,400万円) 土地取得 970万円 整地(建設・補修)380万円 補修資金 640万円(木造(一般)は590万円) 【返済期間】 建設・購入 原則10年以上で35年以内(木造(一般)は25年以内) 補修 20年以内	<p>①住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者で、次の罹災証明の発行を受けた者</p> <p>【新築・購入】 全壊・大規模半壊・半壊</p> <p>【補修】 10万円以上の被害</p> <p>②自ら居住するか、被災者に貸すために建設、購入または補修する者</p> <p>③年収に占める借入れの年間合計返済額の割合が一定基準を満たす者</p>	<p>『住宅の規格』</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●居住室、炊事室、便所を備えていること。 ●敷地の権利が転貸借でないこと。 ●木造の建設・購入の場合は、一戸建て又は連続立てであること。 <p>【建設】 13㎡以上175㎡以下</p> <p>【購入】 50㎡以上175㎡以下(共同建ては40㎡以上)他</p> <p>【補修】 共通の条件のみ</p>	<p>①市町村による罹災証明書の発行を受ける。</p> <p>②受託金融機関へ借り入れ申し込みを行い、融資承認を受ける。</p> <p>③受託地方公共団体による現場審査(購入の場合は購入物件審査)を受ける。</p> <p>④受託金融機関へ金銭消費貸借抵当権設定契約等の書類を提出し資金の交付を受ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各建設事務所建築住宅課 TEL 県北 024-521-7701 県中 024-935-1462 県南 0248-23-1636 会津 0242-29-5461 喜多方 0241-24-5727 南会津 0241-62-5337 相双 0244-26-1223 ●住宅金融支援機構受託金融機関 ●福島、郡山、いわき 各市の住宅金融支援機構担当課

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
がけ地近接等危険住宅移転事業	<p>がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれがある区域において、危険住宅の移転を行う者に対して補助金を交付する。</p> <p>【補助限度額】 除却等費 78万円 建物(購入含む) 310万円 土地 96万円</p> <p>【補助率】 国1/2、県1/4、市町村1/4</p>	<p>適用条件等に該当する住宅の移転等を行う者</p>	<p>●建築基準法第39条第1項の規定に基づき、地方公共団体が指定した災害危険区域にある既存不適格住宅</p> <p>●建築基準法第40条の規定に基づき、地方公共団体が条例(がけに係る条例)で建築制限している区域にある既存不適格住宅</p> <p>●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域にある既存不適格住宅</p> <p>●上記の区域内にあり、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行った住宅</p>	<p>国庫補助事業のため、事業主体である市町村が事業計画を作成し、国土交通省へ要望する。内示、補助金交付申請、補助金交付決定後に事業に着手する。このため、移転希望者は各市町村の住宅建設等の主務課に意向を申し出る。</p>	<p>●土木部建築指導課 TEL 024-521-7528</p> <p>●各建設事務所建築住宅課 TEL 県北 024-521-7701 県中 024-935-1462 県南 0248-23-1636 会津 0242-29-5461 喜多方 0241-24-5727 南会津 0241-62-5337 相双 0244-26-1223 いわき 0246-24-6134</p>

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
(6)教育・学校関係					
福島県立医科大学の授業料の免除等	<ul style="list-style-type: none"> ●納期限ごとに納入すべき授業料の全額または1/2に相当する額の免除等 ●授業料の納入猶予等 	福島県立医科大学の学生	学費負担者が天災、火災その他災害により著しく損害を受けた者であって、かつ学業優秀であると認められる者	【申請書の提出】 (学費負担者の経済状況調書、関係官公署の長の証明する書類等を添付) ↓ 学内審査 ↓ 免除(納入猶予)の決定	<ul style="list-style-type: none"> ●公立大学法人福島県立医科大学学生課 TEL 024-547-1095
会津大学等の授業料の免除等(短期大学部を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ●納期限ごとに納入すべき授業料の全額または1/2に相当する額の免除等 ●授業料の納入猶予等 	会津大学及び会津大学短期大学部の学生	学費負担者が天災、火災その他災害により著しく損害を受けた者であって、かつ学業優秀であると認められる者	【申請書の提出】 (学費負担者の経済状況調書、関係官公署の長の証明する書類等を添付) ↓ 学内審査 ↓ 免除(納入猶予)の決定	<ul style="list-style-type: none"> ●公立大学法人会津大学学生課 学生支援係 TEL 0242-37-2515 ●公立大学法人会津大学短期大学部 TEL 0242-37-2301
私立高等学校等就学支援事業	生徒又は学費負担者が災害を受け授業料の納入が困難であると認められる者に対して、私立高等学校及び私立専修学校(修了者に大学入学資格が付与される高等課程に限る)が授業料の軽減又は免除を行った場合に、県は当該高等学校等に対してその減免した額を補助する。	授業料の軽減又は免除を行った私立高等学校等を設置する学校法人	生徒又は学費負担者が災害を受け授業料の納入が困難となった者に対して、住居又は家財の損害の程度に応じて免除期間を判定する。(6月～12月程度) 農業被害等による所得減少等に対して、当該年度の市町村税等が非課税等となった者(学費負担者に対しても同様)。	被災生徒→私立高等学校等→県	<ul style="list-style-type: none"> ●総務部私学法人課 TEL 024-521-7048
(社)福島県私学振興基金協会災害資金の貸付事業	私立学校校舎等の災害復旧資金	県基金協会の会員(学校法人等)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付利率 0.5% ・貸付期間 15年以内(据置期間なし) ・貸付限度額 災害復旧事業に要する経費を基に理事会が定める額 	借入申込→審査→貸付決定→抵当権の設定(1,000万円超)→貸付実行	<ul style="list-style-type: none"> ●総務部私学法人課 ((社)福島県私学振興基金協会事務局) TEL 024-521-7048

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
福島県立総合衛生学院及び福島県立会津若松看護専門学院の授業料等の免除	●入学検定料、入学料及び授業料について、納入すべき額の全額または1/2を免除 【入学検定料の額】 5,000円 【入学料の額】 県内 6,000円、12,000円 県外 12,000円、20,000円 【授業料の額】 9,900円～19,900円	総合衛生学院及び会津若松看護専門学院の学生(学費負担者)のうち、災害により著しく損害を受けた者	学費負担者が、激甚災害、天災、火災、その他の災害により著しく損害を受けた者	【申請書の提出】 申請書(学費負担者の経済状況調書、関係官公署の長の証明する書類等を添付) ↓ 免除の決定	●総合衛生学院 TEL 024-521-1683 ●会津若松看護専門学院 TEL 0242-28-1520 ●保健福祉部感染・看護室 TEL 024-521-7222
県立学校入学検定料等の免除措置	災害において学費負担者が被災し、入学検定料等の納入が困難となった者に対し、被害の程度に応じ入学検定料等を免除する。	学費負担者が災害により家屋又は家財等に被害を受けた者	○入学検定料・入学料 激甚災害により著しく被害を受けた者 ○授業料(専攻科) ①住居又は家財の全部が損害を受けたとき 免除期間 12月 ②住居又は家財の1/2以上が被害を受けたとき 免除期間 9月 ③住居又は家財の1/2未満が被害を受けたとき 免除期間 6月 ④農作物に被害を受けたとき	免除申請 ↓ 内容審査(学校) ↓ 免除決定 ↓ 免除決定通知	●教育庁財務課 TEL 024-521-7754 ●各県立学校事務室
高等学校・専修学校(高等課程)奨学金貸与制度	能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に奨学金を貸与する。 奨学金貸与月額 国公立 自宅 18,000円 自宅外 23,000円 私立 自宅 30,000円 自宅外 35,000円	高等学校及び専修学校(高等課程)に在学している者で、火災、風水害等による家計急変のため緊急に奨学金を必要としている者	火災、風水害、震災等の災害により災害救助法・天災融資法等適用の著しい被害又はこれに準じる被害を受けたことにより、家計の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合	奨学金貸与希望者は、在学する高等学校へ申し出る。	●教育庁学習指導課 TEL 024-521-7775
高等学校定時制課程及び通信制課程修学支援事業	勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保証するため、在学者を対象として、県が定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書購入に要する経費並びに夜食費に要する経費に対して補助する。	罹災により経済的に修学が困難な者	罹災により経済的に修学が困難な状況にある者であること。	希望者は、在学する高等学校へ申し出る。	●教育庁学習指導課(教科書給与) TEL 024-521-7775 ●教育庁学校生活健康課(夜食費補助) TEL 024-521-7762

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
被災小・中学校児童生徒の教科書の無償配布	災害により小・中学校の児童生徒の教科書が滅失又はき損した場合、教科書を無償で再給与又は配布する。	教科書被害にあった私立小・中学校の児童生徒	災害により教科書が滅失又はき損した場合	児童生徒 ↓ 学校 ↔ 市町村 ↓ 取次供給所(書店)	●総務部私学法人課 TEL 024-521-7048
被災生徒に対する教科書の補給(高等学校)	災害で教科書が被害にあった場合、教科書発行者の好意により、無償配布が行われる。	災害により教科書が使用不能になった高等学校の生徒	災害により教科書が滅失又は毀損した場合	各高等学校長は、補給を必要とする教科書を集計し学習指導課または私学法人課に報告する。	●各市町村教育委員会 ●教育庁学習指導課 TEL 024-521-7796 ●総務部私学法人課 TEL 024-521-7048
就学困難な児童及び生徒に係る就学援助補助	経済的な理由によって就学困難な児童及び生徒について学用品を給与する等を行う地方公共団体に対し、国が必要な補助を行う。 【補助対象経費】 (1)学用品費(2)通学用品費 (3)校外活動費(4)通学費 (5)修学旅行費(6)体育実技用具費 (7)新入学児童生徒学用品費等 (8)クラブ活動費(9)生徒会費(10)PTA会費 (11)医療費(12)学校給食費	要保護者(生活保護法適用者)及び準要保護者と認定された者。	災害等により、要保護者(生活保護法適用者)及び準要保護者と認定された場合、新たに援助措置を講じる。	災害等により、年度の途中において要保護及び準要保護児童生徒の認定を必要とする者については、市町村教育委員会において、その都度すみやかに追加認定を行う。	●各市町村教育委員会 ●教育庁学習指導課 TEL 024-521-7775 ●教育庁学校生活健康課 TEL 024-521-7762
特別支援教育就学奨励費(特別支援学校)	特別支援教育諸学校へ就学する幼児・児童・生徒の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ必要経費を国及び都道府県が負担、補助する。 【補助対象経費】 (1)教科書用図書購入費(2)学校給食費 (3)交通費(4)寄宿舎居住に伴う経費 (5)修学旅行費(6)学用品購入費 (7)新入学児童生徒学用品費等 (8)通学用品購入費	特別支援学校に在学する児童生徒	災害等により、要保護者(生活保護法適用者)と認定された場合、新たに支弁区分が最上位に変更され経済的負担をより軽減する。 【支弁区分】 I 10/10 II 1/2	児童・生徒の保護者がその世帯の収入額、需要額に関する資料(要保護者該当を証明する書類を添付)を学校長を経由して教育委員会に提出し支弁区分の決定を受ける。	●教育庁特別支援教育課 TEL 024-521-7780 ●各特別支援学校
特別支援教育就学奨励費(特別支援学級)	特別支援学級で就学する児童生徒の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ必要経費を国が補助する。 【補助対象経費】 (1)学校給食費(2)交通費(3)修学旅行費(4)学用品購入費(5)新入学児童生徒学用品費等(6)通学用品購入費	特別支援学級に在学する児童生徒	災害等により、要保護者(生活保護法適用者)と認定された場合、新たに支弁区分が最上位に変更され経済的負担をより軽減する。 【支弁区分】 I 1/2	児童・生徒の保護者がその世帯の収入額、需要額に関する資料(要保護者該当を証明する書類を添付)を学校長を経由して市町村教育委員会に提出し支弁区分の決定を受ける。	●各市町村教育委員会 ●教育庁学習指導課 TEL 024-521-7775

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
(7)その他					
県税の減免措置等	<ul style="list-style-type: none"> ●申告、納税などの期限の延長 災害がやんだ日から2ヶ月以内に限り延長(特別徴収に係るものは1ヶ月) ●納税の猶予 被災の日から1年以内(事情により最大2年以内)の納税を猶予 ●税の減免 災害の程度により一部又は全部減免 	県税の納税者のうち、災害により被害を受け、納税等が困難と認められる者	<ul style="list-style-type: none"> ●個人県民税 ●個人事業税 ●不動産取得税 ●自動車税 ●自動車取得税 	各地方振興局に申請書を提出 ↓ 要件審査 ↓ 期限の延長等の決定	●各地方振興局県税部
普通財産の貸付料の一部免除	県から普通財産の貸付を受けている者が、災害により当該財産を使用の目的に供しがたいと認められる時は、使用に供しがたいと認められる期間、面積等に係る貸付料相当額を免除することができる。	県から普通財産を借り受けている者	借り受けている普通財産が災害により使用の目的に供しがたい状態と認められること。	借受人が県に申し出ること。	●総務部財産管理課 TEL 024-521-7078
普通財産の貸付料の全部免除	市町村等が災害に関連して、普通財産を公共用等に使用する場合、貸付料の全部を免除することができる。	市町村等公共団体(民間は対象外)	市町村等公共団体が普通財産を災害に関連した公共用等の用に供すること。	公有財産借受申請(併せて貸付料の免除申請) ↓ 使用貸借契約	●総務部財産管理課 TEL 024-521-7078
災害廃棄物処理事業国庫補助	以下の事業に対し国庫補助を行う ①市町村及び一部事務組合(市町村及び一部事務組合の委託事業を含む)が災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業 ②災害救助法に基づく避難上の開設期間内における特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等により排出された「し尿」の収集、運搬及び処分に係る事業	左記の災害廃棄物処理事業を行う市町村及び一部事務組合(民間は対象外)	【補助対象経費】 ①労務費 ②自動車、船舶、機械器具の借料及び燃料費 ③機械器具の修繕費 ④し尿及びごみの処分に必要な薬品費等 【補助率】 1/2	市町村 ↓ 県 ↓ 環境省	●生活環境部一般廃棄物課 TEL 024-521-7249
工業用水道料金の減額	工業用水道料金の減額を行う	被災した工業用水道供給契約者	工業用水道条例第26条第3項の「特にその必要があると認めるとき」に該当する場合	企業局いわき事業所(相馬工業用水道供給契約者については本局工業用水道課)に減額申請書を提出し、本局で決定(様式なし)	●企業局工業用水道課 TEL 024-521-7578 ●企業局いわき事業所 TEL 0246-56-5821